

R05 熊情審第 000052-7 号
令和 6 年 1 月 1 6 日

熊取町長 藤原 敏司 様

熊取町情報公開審査会
会長 西野 弘一

答申書

情報公開条例（平成 10 年条例第 28 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定により、熊取町長から諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

熊取町長は、令和 4 年 1 2 月 2 8 日付 4 熊総第 3 4 7 9 号により行った情報不存在決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、条例第 5 条第 1 項の規定により、令和 4 年 1 2 月 1 5 日に、熊取町長に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- ・熊取町規程のうち、熊取町長または町職員が規程に規定された事務を適切に実施していないもの。

2 本件処分

熊取町長は、本件公開請求に対し、条例第 11 条の規定により本件処分を行い、令和 4 年 1 2 月 2 8 日付 4 熊総第 3 4 7 9 号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 5 年 4 月 1 4 日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）により、熊取町長に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す及び条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、以下の理由から、少なくとも文書取扱規程が情報公開請求の対象となる情報であると考え、本件処分を取り消し、改めて公開の決定を求めるというものである。

なお、具体的理由を記載するため、令和4年2月15日付け3熊保育第2759号（以下「3熊保育第2759号」という。）4(2)①において、熊取町が告示したと主張する「条例制定当時に行った個人情報保護規則第5条に規定の告示」について論じることとする。

(1) 規程第2条「文書は処理後の保管及び保存を適正に行わなければならない」

当該告示文書は永年保存であるにもかかわらず、その存在が確認できない状態である。

(2) 規程第11条「告示文書には暦年による一連番号を付さなければならない」

当該告示文書には一連番号が付されていない。

(3) 規程第34条「総務課長は保存文書保存期間別の文書保存箱に収納し、文書保存番号を付し書庫に格納する」

当該告示文書に文書保存番号を付していない。

(4) 規程第38条「保存文書を閲覧又は貸出しを受けようとする者は、保存文書閲覧票に必要事項を記入し、総務課長に申し出なければならない」

3熊保育第2759号を作成する際に、当該告示文書を確認した上で「当該告示を行っている」と判断したものと考えられるため、保存文書閲覧票が存在するはずであるが、その保存文書閲覧票の存在が確認できない。

(5) 規程第39条「閲覧及び貸出しを受けた職員が、保存文書を紛失し又は汚損したときは、その職員が所属する文責の意見を付けた始末書を総務課長に提出しなければならない」

総務課長が当該告示文書を適切に保存しており、適切に閲覧又は貸出を行っているのであれば、総務課において当該告示文書が紛失することなどなく、現状当該告示文書の存在が確認できない理由は、閲覧又は貸出を受けた職員が紛失した可能性しか考えられず、そうであれば、同条の規定により始末書を総務課長に提出しなければならないが、総務課長は当該告示文書紛失の始末書を受け取っていない。

(6) 規程第32条「文責は、保管期間経過後、引き続き保存を要する文書を総務課に引き継がなければならない」

告示文書は、同条第3項（年度に関わりなく常時使用する文書）でもなく、第4項（一定年度継続する事業等の文書で、単年度で区分することが不適当な文書）でもないことから、現年度扱いの文書ではないことから、引継ぎを行われなければならない。

(7) 規程第21条「部課長は、次の各号に掲げる事項について文書を審査すること」

前述の(1)～(6)については、当該告示を行っていないとすると、全て説明できるものと考えられるが、その場合、3熊保育第2759号を作成するにあたって、告示をしていないにもかかわらず、告示を行ったと主張することは、同条第7号（文書の構成は適当か）に抵触するものと考えられる。

3 熊取町長の弁明に対する反論

情報の公開を求めた情報は明記された情報に限定しておらず、規定通りに事務を実施していない「熊取町規程」であって「規定に抵触しているか否か」を問うていない。

また、「適切に事務を実施していない」と規定されている熊取町規程など存在するはずがない。

町は、不適切な事務をしていると明記された規程など存在しえないにもかかわらず、私の情報公開請求書を受理し、公開の決定を行ったこととなるが、公開を求める情報の内容の記述が不適切であるのであれば、受理をせず、訂正を求めるべきではないのか。

第4 熊取町長の主張

熊取町長が、情報不存在決定通知書、諮問書及び審査請求に対する理由説明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

以下のとおり、却下する旨の裁決を求める。

2 審査請求に対する弁明

今回請求の「熊取町規程のうち、熊取町長または町職員が規程に規定された事務を適切に実施していないもの」について、庁内に該当する規程があるかどうか全課に照会した結果、いずれの課からも該当する規程はないとのことであったため、情報不存在の通知を行ったものである。

なお、今回審査請求人が審査請求書の4（7）で指摘しているとおり、「熊取町が令和4年2月15日付け3熊保育第2759号において個人情報保護条例制定当時個人情報保護規則第5条に規定する告示をおこなっている」とした主張については、3熊保育第2759号の文書作成時はその事実を信頼すべき事由が別にあったところではあるが、審査請求人による情報公開請求においての告示の事実が確認できる記録がないこともすでに情報公開決定の中で明らかになっている。

しかしながら、「当該告示を実施していないこと」や「条例等に抵触している」という事実が認められるわけもなく、また、情報公開開示決定では事務手続の適否ではなく、あくまで「規程に規定された事務を適切に実施していない。」ことが明記された文書を公開するものであり、結果として対象となる文書は存在しないものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、条例第6条及び第7条において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、熊取町長の公開義務を免除している。もちろん、この条例第6条及び第7条が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分尊重する見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければならない。

なお、当審査会は、熊取町長が行った事務が適切であるか否かを判断するところではない。

2 争点について

審査請求人は、永年保存文書の存在が確認できないこと、行ったはずの告示に暦年による一連番号が付されていないことなどの理由から、公開請求した情報について、少なくとも文書取扱規程が該当するものと主張している。

一方、熊取町長は、公開請求された情報について、該当する規程があるかどうか全課に照会した結果、いずれの課からも該当する規程はないとの結果であったことから、当該情報については存在しないと主張している。

以上の点から、審査請求人が請求した情報が存在すると認められるか否かが争点である。

3 本件処分の妥当性について

本件対象文書は、熊取町規程のうち、熊取町長または町職員が規程に規定された事務を適切に実施していないものである。

情報公開制度における情報公開の決定にあたっては、請求人から公開請求された情報を町が保有しているか否か、保有している場合は、当該情報が公開することができる情報か否かを判断して行うものである。

また、情報公開制度においては、熊取町の事務の適否の判断又は事務処理の事実関係を明らかにすることが情報公開の前提となるような情報公開請求がなされた場合においては、情報公開審査会は、熊取町の事務の適否の判断又は事務処理の事実関係を明らかにすることが困難であるため、情報の特定を行うことができないものと考えられることから、公開請求された情報がそのような内容であった場合は、熊取町は、請求人に対し情報の特定を確実に進めるよう、請求の内容について補正させることが必要である。

それを踏まえた上で、審査請求人は特定の文書が本件対象文書に該当するものと主張するが、熊取町長は、審査請求人が公開請求した情報について、該当する情報があるか否かを全課に照会し、該当する規定はないという結果となったことをもって情報不存在決定の処分を行ったとの主張は、合理性があると判断する。

そのため、不存在決定は妥当である。

なお、当審査会は、熊取町長が3熊保育第2759号において主張する個人情報保護規則第5条に規定する告示の事務手続の適否について判断するところではない。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申にいたる経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年 4月28日 諮問書の受理
- ② 令和5年 5月29日 理由説明書の写しを受理
- ③ 令和5年 7月31日 審査請求人から意見書の受理
- ④ 令和5年 8月28日 審議（審査請求人、熊取町長の口頭意見陳述）
- ⑤ 令和6年 1月16日 熊取町長へ答申

第7 審査会委員

熊取町長の諮問を受けて審査を行った審査会委員は、以下のとおりである。

氏 名	役 職 名	備 考
西野 弘一	弁護士	会長
清弘 正子	大学准教授	副会長

橋本 匡弘	弁護士	
片山 直子	大学教授	
松本 淳	大学院教授	